

クラウド時代における 著作権の情報学の視点からの再整理

加藤尚徳[†] 野川裕記^{††} 上田昌史^{†††}

インターネット上のクラウドと呼ばれる技術の登場によって情報の流通はさらに変化することが予想される。本稿ではこのようなクラウド上の著作物の流通について考察する。著作物の流通という軸をもって、現行著作権法の内容や権利関係について再整理する。その上で、クラウドにおける著作物の流通の特徴について考察する。

Re-arrangement of Copyright idea from the view of Informatics in Cloud era

Naonori Kato[†] Hiroki Nogawa^{††} Masashi Ueda^{†††}

We expect Cloud technology dramatically changes distribution methods of information. In this paper, we analyze distribution of copyright products over the Cloud, and reconsider ideas and relations of rights in the latest copyright law from the view of information distribution. Then, we focus on characteristics of information distribution over the Cloud.

1. はじめに

情報流通に関する技術は日々進歩している。昨今はインターネットの登場によって、情報の流通も大きく変化した。特に著作物の流通に目を向けてみると、多くの変化と同時に多くの問題を抱えている。一方で、インターネットにおいてはクラウドと言う概念が登場した。クラウドにおける情報流通はこれまでのものとは違った特徴を持っている。このような変化をにらみ現行の著作権法の有り様についてまた著作物の性質について整理するとともに、クラウドにおける著作物の流通を想定して問題点を探る。

2. クラウドとは何か

(1) 本稿におけるクラウドの定義

クラウドとはなにか。本稿に言うクラウド¹とは、インターネットにおけるクラウドコンピューティングと呼ばれる技術一般のことを指す。本稿ではさらに、インターネットにおけるクラウドと言う概念を「検索システムと情報産出システムを基盤として対象世界の関係を述語論理で記述しアドレス空間を関係付けた意味論」と定義する。これは一般的なクラウドの定義であるといえる。しかし、このような定義のクラウドにおいては、ユーザのクラウド上の情報は一方的に検索インデックスサイトに流入するのみであり、ユーザがクラウドの情報フローを主体的に制約する機能について考慮されていない。そこで、本稿においてはユーザがクラウド上の情報フローを主体的に制約する機能をもったシステムをクラウドと呼ぶ。

[†] 総合研究大学院大学
The Graduate University for Advanced Studies

^{††} 東京医科歯科大学
Tokyo Medical & Dental University

^{†††} 国立情報学研究所
National Institute of Informatics

¹ 本稿で扱うクラウドについては、定義は 森住哲也、木下宏揚「インターネットに於ける意味論的なクラウドのためのアクセス制御エージェントシステムの提案」(技術と社会・倫理研究会(連携研究会)(SITE).(2009.3))より また、森住哲也、鈴木一弘、木下宏揚「クラウド化するインターネットの倫理について -アクセス制御の視点から-」(技術と社会・倫理研究会、6月、(2009)) 戸田瑛人、市瀬浩、鈴木一弘、森住哲也、木下宏揚「プッシュ型 Web システムに於ける情報フロー制御の提案～アプリケーションサーバにおける情報フィルタの実装～」(SITE 研究会、6月、(2009))を参照。

(2) 本稿におけるクラウドの特徴

本稿に言うクラウドは、ユーザがクラウドの情報フローを主体的に制約する機能を有している。いわばセキュリティモデルを内包したシステムと呼ぶことができる。クラウドでは、個々のユーザの有するエージェントシステムが個々のユーザが有する情報をオブジェクトとして管理する。ユーザはエージェントシステムにおいてセキュリティルールを定めることができ、オブジェクトの管理ルールを設定できる。また、エージェントはエージェントの分身とも呼べるペルソナをもち、他のエージェントとの交渉を行う。ここで、エージェントはペルソナとオブジェクトを見せるか見せないか、やりとりするかしないかを管理ルールに基づいて交渉する。

さらにカバートチャンネル (covert channel) 分析に基づく制御がある

(3) 著作物への応用例

クラウドがこのような特徴を持っているとして、著作物へはどのような応用が可能だろうか。著作権法に基づく権利関係に簡単に置き換えてみると図1のようになる。

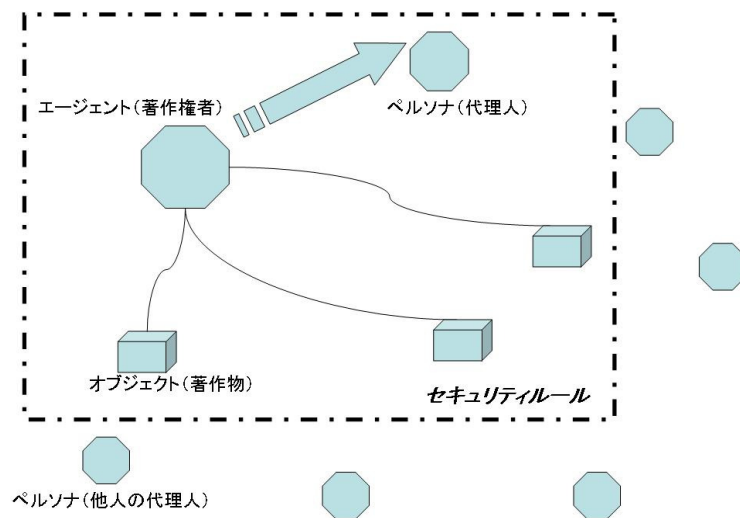


図1. クラウドの概略図と役割

つまり、エージェントは著作権者、エージェントの持つオブジェクトは著作権者の持つ著作物に対応して、自らの定めるセキュリティルールに基づいてオブジェクトの管理を行える。各々のエージェントつまり利用者は自らのペルソナを介してエージェントと交渉してオブジェクトを扱う。実際と同じような取引がクラウドでは行われる。

では、クラウドを前提とした著作物の流通についてはどのような特徴が見えるか。著作権法の性質をふまえて以下に検討していく。

3. 著作権法とクラウドにおける有用性

3.1 著作権法における著作物

(1) 条文上の定義

著作権法第二条一項一号においては「著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定められている。「思想または感情」、「創作的に」、「表現したもの」でかつ「文学、芸術、または音楽の範囲に属するもの」が著作物の具体的な要件とされている。これらの要件についてはこれまで多くの議論がなされており、その範囲についても成果が存在する。これらの要件においては、著作物とは何かと言うことはある程度はつきりとしめすことができる²。

(2) 有体物・無体物の議論

著作物とはなにかと言うことを考える上では、著作権の客体である著作物がどのような性質を持っていると言うことは重要である。著作権については、しばしば所有権と対比されて考えられる³。所有権の対象は物、つまり有体物であるが、著作権の対象は物そのものではなく、物の上に化体している無体物のことを指していると言える。大まかに図示すると図1のようになる。有体物・無体物の議論については「顔真卿自書建中告身帖事件⁴」にて、所有権が移転しても当然に著作権も同時に移転するわけではないことを明らかにした。一方で、著作権者は、著作物の化体する有体物を直接排他的に支配する権利を持つわけではないと考えられる⁵。これは著作権法112条において著作権者の著作権を侵害する場合に当該物に対する差止め請求権を定めていることに対するものである。

² 例えば、創作的にとはどのようなことを指すかと言ったことなどをおした著作物の定義は可能である。
³ 半田正夫『著作権法概説』6頁(法学書院、2005)「著作権に類似の権利」として所有権と比較をしている。また、斉藤博『著作権法』1頁(有斐閣、2004)においても「裕太物と無体物」と言う区分を用いて著作権法の客体である著作物の性質を説明している。
⁴ 最判昭和59年1月20日(民集三十八卷一頁一頁、判時一一〇七号一二七頁)最高裁は美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体現しているところ、所有権は有体物をその客体する権利であるから・・・有体物の面に対する排他的支配機能であるにとどまり・・・と述べている。
⁵ 阿部浩二「判批」別冊ジュリスト著作権法判例百選『1. 有体物と無体物—顔真卿自書建中告身帖事件』解説より

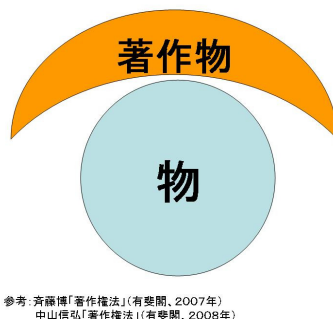


図2. 「著作物」イメージ図

(3) アイデアと表現

著作物が無体物であるが、全ての無体物が著作物であるわけではない。一般的にこれは「アイデアでなく表現されたもの6」と言うように説明される。無体物であることから固定されていることは必ずしも要件とはなっていない78。一方で、このアイデアとは一体どこまでの範囲を指しているのかについては議論がある。これに関する有力な議論としては「思想・表現二分論9」がある。著作物であるためには表現されることが必要である。つまり、具体的に表現されているものを保護して、思想にあたる「学説、画風、書風10」は保護しないというものである。しかし、表現を思想が客観的に外部に現されたものだけであるとこれを解すると二次的著作物等が保護範囲から抜け落ちてしまい、不都合が生じる。そのため、これを外面的形式と内面的形式に分割することによって整理している。前者は外部に表出したものであり、後者は著作物の思想感情の体系を指すと考える。そして、これら二つを表現として保護するというものである。

3.2 著作権法の抱える問題点

(1) 「著作物」の定義

従来の議論において、有体物、無体物の議論を中心として、有体物の上に化体した無体物としての著作物を前提とするものであった。これは、所有権の問題と著作権の

問題を積極的に乖離させて議論を行うと言う姿勢を含むものであった11。しかし実際には、この二つの権利は現に目の前に併存しており、これらを乖離して議論を進めることは現実的ではないように思える12。また、もう一つの中心であった、アイデアと表現を二分する議論においては、アイデアと表現をして二分した際には、表現あるいはアイデアと言う発想の範囲は非常に狭い範囲から広い範囲まで解することができる。これは思想・感情を外部に客観的に表されたもののみを表現として二分することは非常に簡単である一方で、保護の範囲が極端に狭くなってしまい、著作権者にとって不都合が多い。一方で、これを広く解すると、保護の範囲は非常に広がってしまい、実質的にアイデアと呼ばれるもののほとんどを含むような解釈が可能になってしまう。この境界線を明確に二分できる論理は現在のところ存在していない。

(2) ネットワークにおける問題

ネットワークにおける問題も存在する。いわゆるダウンロード違法化13の問題である。平成22年1月に施行される改正著作権法において、違法なダウンロード行為について罰則が設けられた。一方、インターネットなどでの著作物利用の円滑化に向けた措置として、ストリーミング配信におけるキャッシュや、検索エンジンが行うコンテンツの複製などについて、必要と認められる限度においては、権利者の許諾を必要としないことが明文化された。著作物がキャッシュの状態、つまり流通過程においては権利者の許諾がいらないことになる。

4. 著作物に関するクラウドの有用性

4.1 クラウドに適した概念

本モデルの提案にあたっては従来の著作権法の議論を参考にしつつ、クラウドに適した概念を考えた。それらは以下の通りである。

6 齊藤、同、73頁等

7 半田、同、74頁等

8 一方で、固定されないことにより、著作物自体の存在の証明は困難になる。例えば、即興でなにか演奏をしたとして、その演奏は著作物となりうるが、その著作物の存在を証明して著作権を主張することは、特に裁判上難しいと筆者は考える。

9 中山、同、44頁から詳しく説明されている。

10 中山、同、45頁

11 例えば、阿部、前述の中では「著作権による保護と所有権による保護とは別のことであって、両者は同一平面において論じられるべきものではない」とされている。

12 半田、前述、7頁では「両者は対象が異なるから併存することが可能であるし、一方を処分しても他方に影響を与えることはない」としている。

13 文部科学省、著作権法の一部を改正する法律案

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/171/1251917.htm

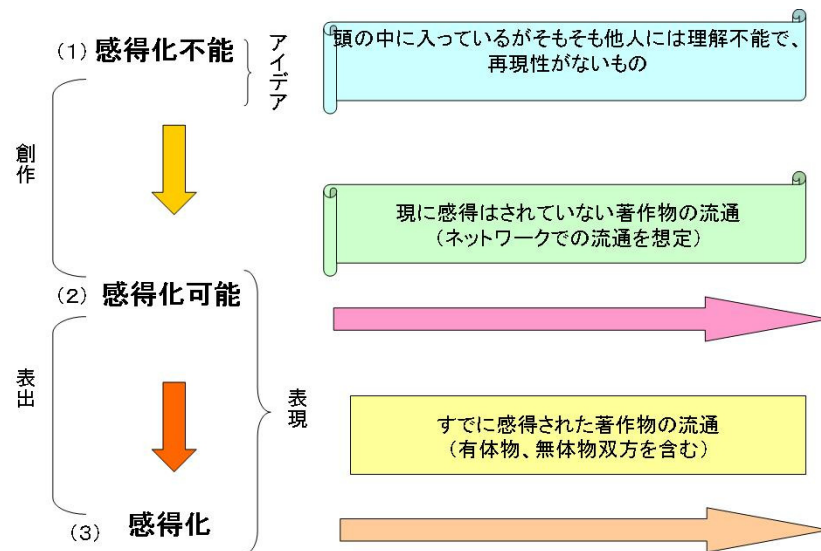


図3. モデルに関する概念の整理図

つまり、著作物の生成過程を(1)感得化不能、(2)感得化可能、(3)感得化の三段階に仮定する。縦軸が生成過程となり、横軸が流通の流れを示している。なお、ここに言う感得とは、五感において人間が感じ取ることを言う。クラウドにおいては、従来の有体物を前提とした流通¹⁴を離れて、生成過程から利用にいたるまで無体物のまま利用される可能性がある。そこで、著作権の感得、つまり五感を使って感じ取ることのできることをひとつの基準にした。

(1)感得化不能

感得化不能、つまり感得化不能な状態とは、従来の著作物の議論で言うアイデアに相当する。本概念では、「頭の中に入っているがそもそも他人には理解不能なもので、再現性がないもの」と定義する。

(2)感得化可能

感得化可能、つまり感得化可能な状態は、従来のアイデアと表現の狭間に相当するものとして、本概念において定義するものである。「現に感得はされていないが、いつ

¹⁴ 最終的に有体物に固定されることも含む

でも感得できうるような状態にあるもの」を指す。「再現性」があることか依然として感得化されていない場合には「(ゼロ知識証明¹⁵的な)証明」が可能であることを必要とする。感得化不能な状態にあるアイデアを感得化可能な状態に創作的行為を経てすることによって、著作物になったと見なす。

(3)感得化

感得化とは、感得化された状態に有るものを指し、有体物、無体物を問わず、客観的に表出したものを示す。感得とは人間が五感をもって感じ取れるものであるから、従来の狭義での表現に相当する。

4.2 クラウドにおける「著作物」のモデル

以上の様な定義のもと、クラウドにおける「著作物」のモデル図4を示す。なお、図中の感得化可能と表されている領域が今回クラウドを想定してつくったモデルとなる。図中の感得化の領域は現行の著作権法の定義してる領域である。便宜上、実際の流通する著作物からのクラウドへのアップロード行為等も想定されるため、ど同一の図中にしるした。

¹⁵ ある人が他の人に、自分の持っている命題が真であることを伝えるのに、真であること以外の何の知識も伝えることなく証明できるようなやりとりの手法。つまり、自分がその著作物の著作権者であることは、理論的には現にその著作物を示すこと、つまり「感得化」状態におかなくても存在が証明できれば足りるとする。

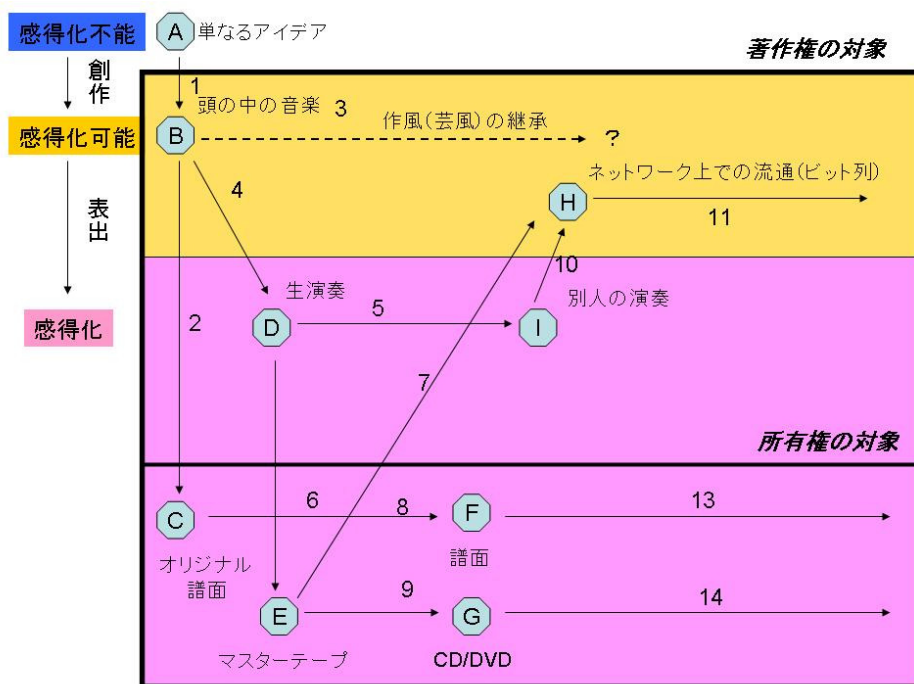


図4. クラウドにおける「著作物」のモデル

図4においては音楽の著作物を例として取り上げている。例に沿って、このモデルの生成過程を説明したい。従来感得化不能な領域と、感得化された領域については明らかになっていた。しかし、前述の従来の議論の問題点の様に、感得化の領域だけを著作物の範囲とすることも感得化不能まで全て含めてしまうとクラウドにおける著作物の流通が想定できなくなる。そこで、感得化可能な領域と本モデルで呼んでいる部分が不明瞭な領域となっていた。なお、本モデルにおいては、矢印は権利を伴った生成、流通の関係を示しており、横軸は特に流通について表している。

最初に、本モデルを作るにあたっては、有体物、無体物の議論の前提となっている所有権と著作権の議論について、その併存が可能であることをモデルとして示すことから始まった。一番下の領域である「所有権の対象」と呼ばれているところがそうである。本モデルにおいては、所有権の解釈として、例えばC、E、F、Gと言った有

体物そのものに対しての排他的な支配の権利を有していると解することができる¹⁶。それに対して、著作権の範囲は一番外側の大きな枠で表されているが、アルファベットの所有権に対して、7、8、9、13、14と言う数字で表されている。例えば7は複製および公衆送信権、8は複製権、13は頒布権と言ったように表している。このように見ると、著作権とはある著作物に対する何らかの権利の生成行為、あるいは流通の起点における変化について排他的に支配することができる権利であるということもできる。なお、人格権についても、数字の矢印が出される際に、改変および指名表示について問題が生じた際に行使できる権利であると示すことができる。

次に、無体物である領域について考えた。アルファベットのD、Iの部分である。これらは、即興の録音されていない音楽についても伝統的に著作物と認められる、つまり固定を要件としないと言うことを表している。これらの領域についてはまでは、伝統的に著作物として明らかに認められている領域であると考えた。

しかし、本稿では、さらにこの上位の層、「感得化可能」に相当する層が有ることを仮定した。仮定の根拠は(1)所有権と対比して考える際に、無体物で人間が感得できないような著作物の扱いはどうなるのか。つまり、クラウドにおける著作物の流通を扱いたい(2)無体物で人間が感得できるものがあるとしても(例えばDに言う生演奏)、それが固定されなかった場合には揮発して無くなってしまう。これらについてそれぞれ

(1)クラウドでの著作物の流通をその上位に配置

(2)揮発以前の状態として、なにか状態が存在するはずである

とした。その結果として、「感得化可能」と言う上記の仮定を満たす領域を設定した。つまり、各々の仮定に対して、人間の感得の有無と言う境界線と可否と言う境界線を設定することで、(1)人間に(他人に)感得できない領域であっても著作物として認められる領域がある。(2)表出の前段階として単なるアイデアを創作行為を伴って頭の中で感得することを可能な状態に一度変換する。とした。

4.3 クラウドにおける著作物の流通

クラウドの存在を仮定して、著作権法を図を持って整理した。すると、固定されたものから、あるいは一度感得されたものからのアップロード行為は公衆送信権の問題となることがわかる。また、固定をともなったダウンロードを行う場合にも複製権の問題を有することがわかる。一方で、クラウド上に存在する限りは、仮に著作物であったとしても、定められた権利の対象とならない可能性がある。つまり、Hの状態から11で流通している場合には、複製や公衆送信と言った行為を伴わないので、これらの権利の対象とならない。著作権法上は、クラウドにおける著作物の問題をカバーできないことになる。しかし、著作権者はエージェントとして自分の定めたセキュ

¹⁶ なおこれは、著作権法112条の範囲内で

リテイルールに基づいてオブジェクト、つまり著作物の利用を制御することができる。著作権者は今までにないほどの著作物に対するトレーサビリティを得ることができる。他方で、著作物になり得たとしても、なんら権利が設定されていないと言うことは利用者からすれば著作権者の著作権の制限17を受けられないことになり、問題があるようにも思える。今後セキュリティルールを想定していく上で独占と利用のバランスを考慮しなければならないだろう。

しかし、著作権者側にも問題が残る。エージェントとペルソナの交渉に基づくクラウドの世界では、著作権者はそのオブジェクトが著作物であることを証明しなければいけない。そこで著作権者側の再現行為あるいは証明行為によって個別に判断すればよいと言う結論を導くことができた。これによって、例えば、依拠の問題や二次著作の問題についても、Bの段階まで戻った程度なのか、Aの段階まで戻った上で新たな創作的行為を経ているのか等々について、新しい著作物の生成を含めて、理論的には説明できると考える。

5. 総括

著作権法を整理して、クラウド上の著作物の流通において大きな問題を発見することはできなかった。クラウドにおいては著作権のトレーサビリティを確保することが可能であり、このトレーサビリティと言う利点は著作権者にとって大きなものとなる。また、クラウドが新しいビジネスチャンスとなることがあるかもしれない。それは著作権者にとって、著作物の流通の支配ということはなにもものにも代え難い独占権であるからである。一方で、そのような強い権利が著作権者に実質的に与えられると言うことが憂慮される場面が出てくるかもしれない。著作権法の立法趣旨から、あるいは独占禁止法的な立場から考察が必要になることも予想できる。しかし、筆者としてはできることならば、このような法規制によらずにこのクラウドと言う技術が有効利用されていくことを望む。なぜならば、エージェントとペルソナに代表される本稿で取り上げたクラウドは、一定の秩序のもとに交渉が行われて、積み重ねられて、ユーザークラウドだけでなく、コミュニティクラウド、あるいはクラウド全体で安定をすることが設計者の意図であると感じるからである。だからこそ、設計者はクラウドにおける哲学の有用性を指摘しているのではないだろうか。だが、直接に法律が関係しないとしても、現行の法律より、哲学的なエッセンスを抽出することも可能かもしれない。特に規範を作る上でのノウハウは、今後セキュリティルールを構築していくクラウドの領域で必要となると考える

17 法 30 条から 49 条

謝辞

この発表をするにあたって、ご指導くださいました、森住哲也氏、鈴木一弘氏、木下宏揚氏、須川賢洋氏、岡田仁志氏に深謝いたします。